

バリアフリー庁内連絡会議設置要綱

(設置)

第1条 船橋市における障害者のための施策に関する計画の策定及び船橋市福祉のまちづくり環境整備指針の見直し並びにバリアフリーの啓発を推進するためバリアフリー庁内連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置する。

(組織)

第2条 連絡会議は、別表に掲げる者(以下「委員」という。)をもって組織する。

(議長)

第3条 連絡会議に議長を置く。

2 議長は、福祉サービス部長をもって充てる。

3 議長は、会務を総理し、連絡会議を代表する。

(議事)

第4条 連絡会議は、議長が招集し、議事を整理する。

2 連絡会議は、必要があると認められるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(分科会の開催)

第5条 議長は、必要に応じ、随時次の分科会を開催することができる。

障害者施策に関する計画の策定分科会

福祉のまちづくり環境整備指針見直し分科会

バリアフリー啓発分科会

(庶務)

第6条 連絡会議の庶務は、福祉サービス部障害福祉課が行う。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要綱は、平成14年5月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。